

議案第 9 9 号

市道路線の変更について《袖志中央線》

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、市道路線を次のとおり変更する。

令和 4 年 6 月 1 0 日提出

京丹後市長 中 山 泰

路線名	変更前後の別	起 点	終 点
袖志中央線	変更前	丹後町袖志小字宮ノ成 8 1 番	丹後町袖志小字東山 1 3 0 2 番
	変更後	丹後町袖志小字宮ノ成 8 1 番	丹後町袖志小字東山 1 3 0 4 番 1

提案理由

丹後町袖志内の市道袖志中央線道路改良事業により、市道の付け替えを行うため路線の変更を行うことについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものである。

京丹後市管内図

変更路線の位置図

変更箇所



